

宮城県塩竈市
指名停止措置一覧

最終更新：R5.12.26

指名停止事業者の名称	指名停止期間		措置要件	指名停止理由
株式会社久米設計	令和5年12月26日～令和6年12月25日	12か月	公契約関係競売入札妨害又は談合 (6か月以上24か月以内)	当該業者は、宮城県串間市が発注した「消防庁舎新築設計業務」の入札を巡り、令和5年11月16日当該業者の九州支社長が公契約関係競売入札妨害等の疑いで宮城県警察に逮捕されたもの。このことは、本市競争入札参加資格登録業者指名停止要綱（以下、「指名停止要綱」という。）第2条に規定する別表措置要件第14項（公契約関係競売入札妨害又は談合）に該当する。
株式会社久慈設計	令和5年12月26日～令和6年2月25日	2か月	粗雑工事等 (1か月以上24か月以内)	当該業者は、大衡村発注の「令和3年度大衡村学校給食センター整備実施設計業務」において、成果品を引き渡したが、工事施工業者実施の設計図書照査作業により、複数の設計不備が確認され、大幅な設計変更及び工事の変更を生じさせたもの。このことは、本市競争入札参加資格登録業者指名停止要綱第2条に規定する別表措置要件第2項（粗雑工事等）に該当する。